# 北九州市迷惑行為防止基本計画（第2次計画）体系図

| 目標 | 目標の方向性 | 基本方針 | 施策の方向性 | 施策の柱 | 取り組み |
|---|---|---|---|---|---|
| **環境首都にふさわしい迷惑行為のないまち・北九州市の実現** | 「モラル・マナーが良くなっていると感じる市民の割合を向上させる」<br>「モラル・マナーアップ関連条例の認知度を向上させる」 | 迷惑行為をしない・させない<br>**「人づくり」** | **Ⅰ 市民意識の醸成**<br>他人に対して迷惑となることをしない・させない意識づくりを図る。 | （１）マナーアップ教育の強化・推進 | ① 小学生を対象とした道徳教育や標語コンクール<br>② 交通安全センターにおける交通安全教育<br>③ 学生安全・安心ボランティア活動推進事業<br>④ 子どもや女性の犯罪被害防止対策事業<br>⑤ 自転車交通ルール検定<br>⑥ 環境人財育成・市民環境力支援事業<br>⑦ 心の教育推進事業　　など |
| | | | | （２）市民啓発の推進 | ① 市関係機関の連携による事業、広報の実施<br>② 迷惑行為防止に関する出前講演<br>③ 消費者啓発推進事業<br>④ 事業主の新たな防犯活動推進事業<br>⑤ 北九州市安全・安心条例普及・啓発事業<br>⑥ 受動喫煙防止啓発推進事業　　など |
| | | | **Ⅱ ボランティア活動の活発化**<br>迷惑行為の防止に向けた様々な市民活動への参加意欲を高め、活動の活発化を図る。 | （３）市民活動等の促進 | ① 市の広報による活動事例の紹介<br>② 市民活動保険制度<br>③ まち美化功労者への感謝状の贈呈<br>④ ごみステーション改善推進事業<br>⑤ 青少年ボランティアステーション推進事業<br>⑥ 生活環境クリーンサポート事業　　など |
| | | | | （４）関係団体への支援の強化 | ① まち美化ボランティアへの助成事業<br>② 河川愛護団体助成事業<br>③ 迷惑行為防止地域活動支援の強化<br>④ 自転車マナーアップ活動への支援<br>⑤ 北九州市道路サポーター制度　　など |
| | | 迷惑行為をしない・させない<br>**「環境づくり」** | **Ⅲ 迷惑行為防止の仕組みづくり**<br>迷惑行為を見逃さない仕組みづくりを強化する。 | （５）監視・指導体制の強化 | ① 迷惑行為防止重点地区の指定・巡視<br>② 迷惑行為防止活動推進員の委嘱<br>③ 空き缶等散乱状況実態調査　　など |
| | | | **Ⅳ 迷惑行為防止の環境整備**<br>迷惑行為を起こさないよう環境整備を推進する。 | （６）公共施設等の環境整備 | ① 迷惑行為防止に関する表示の強化<br>② 生活環境パトロール事業<br>③ 安全・安心総合相談ダイヤル事業<br>④ 自転車走行空間の整備　　など |